

○近畿地方整備局告示第105号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年5月24日

近畿地方整備局長 渡辺 学

第1 起業者の名称 滋賀県

第2 事業の種類 県道木之本長浜線改築工事（滋賀県長浜市森町字一本木地内から同市相撲町字十四地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 滋賀県長浜市森町字一本木、字六反田、字雲垣及び字十三並びに相撲町字内田、字小田ヶ町、字五反田、字小太郎及び字十四地内
- 2 使用の部分 滋賀県長浜市森町字六反田、字雲垣及び字十三並びに相撲町字内田、字峠、字小田ヶ町及び字五反田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道木之本長浜線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、滋

賀県長浜市森町字一本木地内から同市祇園町地内までの延長約 1,160m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道木之本長浜線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により滋賀県知事が県道に認定した路線であり、起業者である滋賀県は、既に本件事業を開始していること、同法第 15 条の規定により滋賀県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、滋賀県長浜市木之本町大音地内の一般国道 8 号との接続部を起点とし、同市南呉服町地内の県道大津能登川長浜線との接続部を終点とする延長約 22 km の主要幹線道路である。

本路線は、一般国道 8 号と JR 長浜駅に接続する県道大津能登川長浜線とを南北に結んでおり、長浜市の中心部に位置する工場等へ物資を運搬する通過交通や地域住民の日常生活における地域内交通を支える重要な役割を担う路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条

例（平成 24 年条例第 68 号。以下「道路構造条例」という。）に定める車道幅員を満たさない狭小区間や最小曲線半径を満たさない線形不良区間が複数存在し、交通事故が発生しているほか、通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていない区間があるなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を備えた道路及び自転車歩行者道が整備されるため、車両同士がすれ違う際の支障が解消されるとともに、歩行者や自転車の通行が自動車交通から分離されるなど、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているクロダアツクチムシオイガイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカラスガイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハクサンマイマイ、マシジミ、準絶滅危惧として掲載されているヤリタナゴ、アブラボテ、モノアラガイ、ヒルゲンドルフマイマイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。植物については、環境

省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているウスゲチヨウジタデ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造条例による第 3 種第 2 級の規格に基づき、現道拡幅方式により車道及び自転車歩行者道の整備を行う事業であり、その事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和 44 年 4 月 17 日に都市計画決定され、令和 4 年 3 月 29 日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幅員が狭小であり、自転車歩行者道も整備されていないため、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、都市計画街路豊公園森線整備促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県長浜市役所